

三条

子ども福祉

ガイドブック

sanjo

ライフステージに応じた



出生 0歳～

3歳

5歳

6歳

乳幼児期：保育所・保育園・認定こども園、幼稚園

心配
や困り
ごと

- ・お座りができない、歩行が遅いなど発達の遅れが心配
- ・言葉が出ない
- ・落ち着きがない
- ・かんしゃくがひどい



- ・保育所(園)の集団活動に参加できない
- ・友だちと関わって遊べない
- ・気持ちのコントロールが難しく友だちとトラブルが多い

- ・小学校入学後の不安がある
- ・就学先をどのように決めたら良いかわからない

健診等

乳幼児健康診査

- ・3か月児健診
- ・7か月児健診(医療機関で実施)
- ・10か月児健康相談会
- ・1歳6か月児健診
- ・2歳児歯科検診
- ・2歳児6か月児健診
- ・3歳児健診



年中児発達参観

集団遊びの様子を保護者と一緒に発達応援チームが参観し、お子さんの成長した姿や伸ばしたい力を確認します。お子さんが通っている保育施設で実施します。



就学児健診

小学校等就学前にお子さんの発達を確認します。住民票のある学区の学校で実施します。

相談先

子どもの発育・子育て相談

子どもの発育、発達についての心配なことや子育ての悩みについて、保健師や言語聴覚士、臨床心理士等が相談に応じています。(言語聴覚士、臨床心理士等の相談は事前の予約が必要)

子ども家庭サポートセンター
発達応援室 TEL:45-1131

就学相談会

就学に関する不安に対し就学相談員が相談に応じています。
学校教育課
TEL:45-1112

療育相談(三条保健所)

小児の発育、発達の専門医の診察や指導が受けられます。必要に応じて専門の支援機関等の紹介をします。

子ども家庭サポートセンター
総合支援係 TEL:45-1114

保健師等の相談

保健師等が家庭訪問、保育所(園)等を訪問し、お子さんの発達状況等を確認し、保護者の困りごと等の相談に応じています。

個別の発達支援計画

各保育施設で、お子さんの一人一人の発達に合わせ、個別の発達支援計画を作成し、保護者と支援について共有していきます。



支援

障がい児福祉サービス(乳幼児期)

①障がい児相談支援

児童(障がい児)支援利用計画案を作成し、サービス事業所等との連絡調整を行います。

②障がい児通所支援(児童発達支援)

日常生活における基本的動作等を習得するために指導や、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

子どもの発達に対する相談・支援

7歳

13歳

16歳

学齢期：小中学校等、特別支援学校、高校

- ・授業についていけない
- ・友達とうまく付き合えない
- ・放課後の過ごし方が心配
- ・学校に行きたがらなくなった
- ・進学できるか



- ・高校の進学が決まったが子どもに合わせた配慮をしてもらえるか
- ・高校の授業についていけるか
- ・就職や進学ができるか

市内小中学校等スクリーニング

小学校、中学校等でお子さんの学習状況等を確認します。



教育相談

勉強や友だち関係、進路、いじめ等の悩みに指導主事が相談に応じています。

学校教育課 TEL:45-1112



青少年相談

不登校や引きこもり、交友・家族関係、精神的な不安などの悩みに、面接や訪問、電話、メールで相談に応じています。

青少年育成センター(ものづくり学校1階)
TEL: 32-0908

三条こもりびと支援センター(ものづくり学校3階)
TEL: 080-2102-3216

通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校

特別支援学校(高等部)

適応指導教室「ふれあいルーム」

学校へ行けなくなったり、教育上の問題等で悩んでいる子どもとその保護者を支援します。

ふれあいルーム
TEL:32-8908



障がい児福祉サービス(学齢期)

①障がい児相談支援

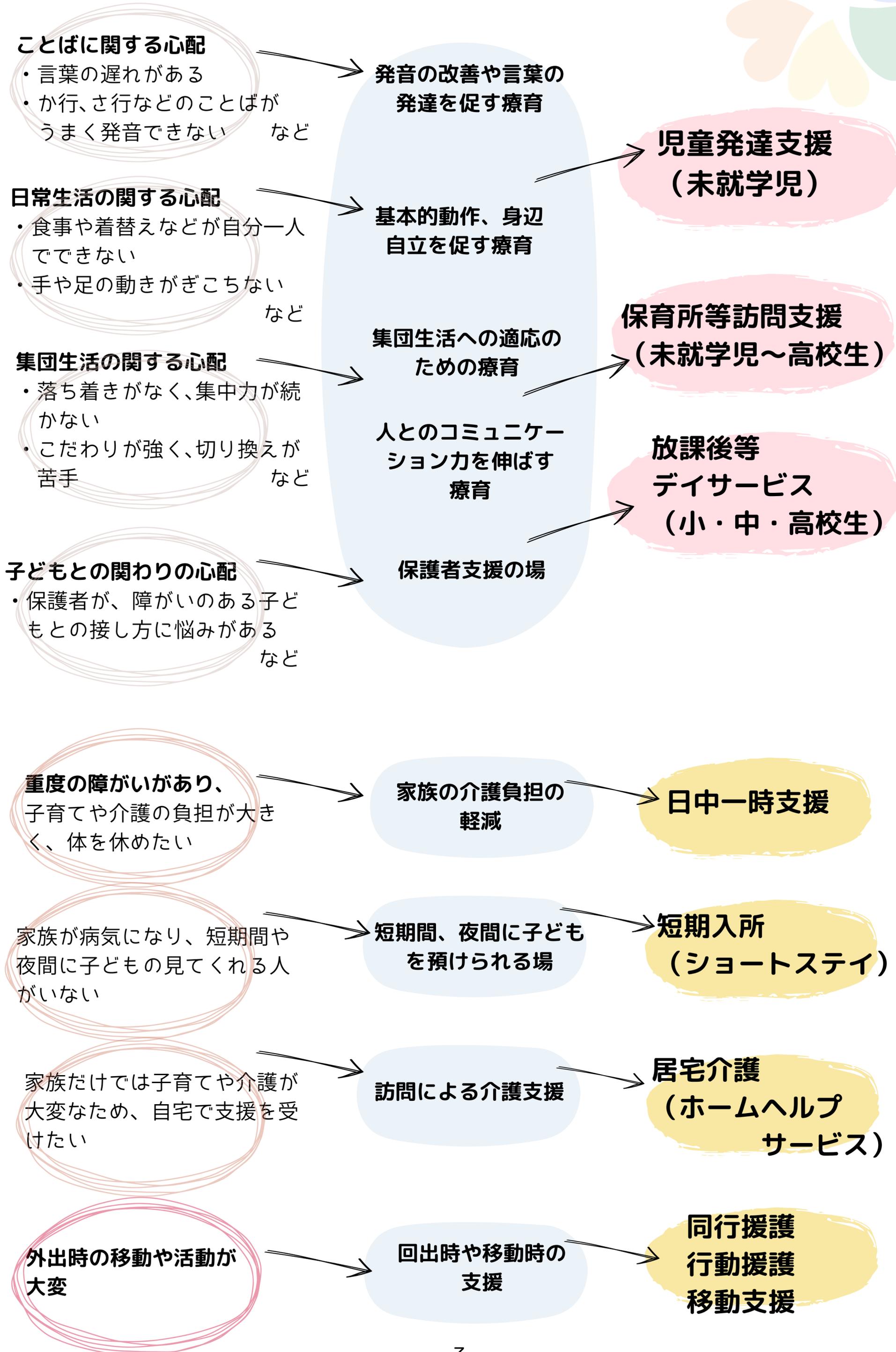
児童(障がい児)支援利用計画案を作成し、サービス事業所等との連絡調整を行います。

②障がい児通所支援(放課後等デイサービス)

学校授業終了後、又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

③日中一時支援、短期入所、居宅介護、同校援護、行動援護、移動支援

どんな時にサービスを使えるの？



サービスの中身は？

事業所での支援

種類	内容	対象者	申請場所
児童発達支援	日常生活における基本的動作及び認識技能を取得するための指導、集団生活への適応訓練など支援を行います。	就学前の児童	子ども家庭サポートセンター
放課後等デイサービス	授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	小学生から18歳未満の児童	
日中一時支援	家族の負担軽減を図るため、障がいのある人を日帰りで施設などで一時的に預かり、見守り等の支援を行います。	身体、知的又は精神障がいの児童、難病の児童	福祉課
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		

訪問による支援・又は外出等への同行

種類	内容	対象者	申請場所
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	就学前から18歳未満の児童	子ども家庭サポートセンター
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	身体、知的又は精神障がいの児童、難病の児童	福祉課
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	視覚障がいの児童	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的、精神障がい又は難病の児童	
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出余暇活動などの社会参加のための支援を行います。ただし、通勤、営業活動などの経済活動にかかる外出や通年かつ長期にわたる外出などは除きます。	身体、知的、精神障がい又は難病の児童	

サービス利用の流れ

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

1 相談	子ども家庭サポートセンター又は、相談支援事業所にご相談ください。その後、希望の事業所を見学していただき、利用希望となりましたら申請書の提出となります。
2 利用申請書の提出 	申請の際は、保護者、利用児童のマイナンバーカードをお持ちください。 【放課後等デイサービスを希望する場合は、療育の必要性が分かるもの(医師の診断書又は指示書等)が必要】
3 利用計画案の作成	相談支援専門員がお子さんの発達に合わせて「児童支援利用計画案」を作成します。計画作成は相談支援事業所が行います。(作成にかかる費用の本人負担なし)
4 支給決定	子ども家庭サポートセンターの職員が保護者の方からお子さんの生活状況や普段の様子を聞き取り、「児童支援利用計画(案)」等をもとに、支給決定をします。
5 受給者証の交付 	希望の事業所を利用するための「通所受給者証」をお送りします。
6 契約・利用開始	利用する事業所と契約をして利用開始となります。受給者証を提示してください。
7 モニタリング	より良い支援のために、相談支援専門員が定期的にモニタリングを行います。

事業所を利用する場合の自己負担額について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度などによって異なります。世帯の収入状況により負担上限額が異なります。

※満3歳になった翌年度から小学校就学前までの児童は利用者負担が無償となります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

高額障がい福祉サービス費等の償還について

同一世帯で、同月中に福祉サービスをご利用の場合、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障がい福祉サービス費等として返金されます。

該当する方には後日、市から申請書等を送付します。

問合せ先

子ども家庭サポートセンター

三条市新堀1311
(栄庁舎2階)

TEL : 0256-45-1131

サービス利用の流れ

日中一時支援・短期入所・居宅介護・同行援護・行動援護・移動支援

1 相談	福祉課障がい支援係又は、相談支援事業所にご相談ください。その後、希望の事業所を見学していただき、利用希望となりましたら申請書の提出となります。
2 利用申請書の提出 	申請の際は、保護者、利用児童のマイナンバーカード、障害者手帳等障がい確認できるものをお持ちください。
3 利用計画案の作成	相談支援専門員がお子さんの発達に合わせて「サービス利用計画案」を作成します。(移動支援・日中一時支援を除く)計画作成は相談支援事業所が行います。(作成にかかる費用の本人負担なし)
4 支給決定	保護者の方からお子さんの生活状況や普段の様子を聞き取り、「サービス利用計画(案)」等をもとに、支給決定をします。
5 受給者証の交付 	希望の事業所を利用するための「通所受給者証」をお送りします。
6 契約・利用開始	利用する事業所と契約をして利用開始となります。受給者証を提示してください。
7 モニタリング	より良い支援のために、相談支援専門員が定期的にモニタリングを行います。(移動支援・日中一時支援を除く)

事業所を利用する場合の自己負担額について

利用料は1割負担となります。各事業所のサービス内容や、利用の頻度などによって異なります。世帯の収入状況により負担上限額が異なります。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万未満)	4,600円
一般2	市民税課税世帯	37,200円

高額障がい福祉サービス費等の償還について

同一世帯で、同月中に福祉サービスをご利用の場合、利用者負担額は合算対象となり、お支払いされた利用料の一部が高額障がい福祉サービス費等として返金されます。

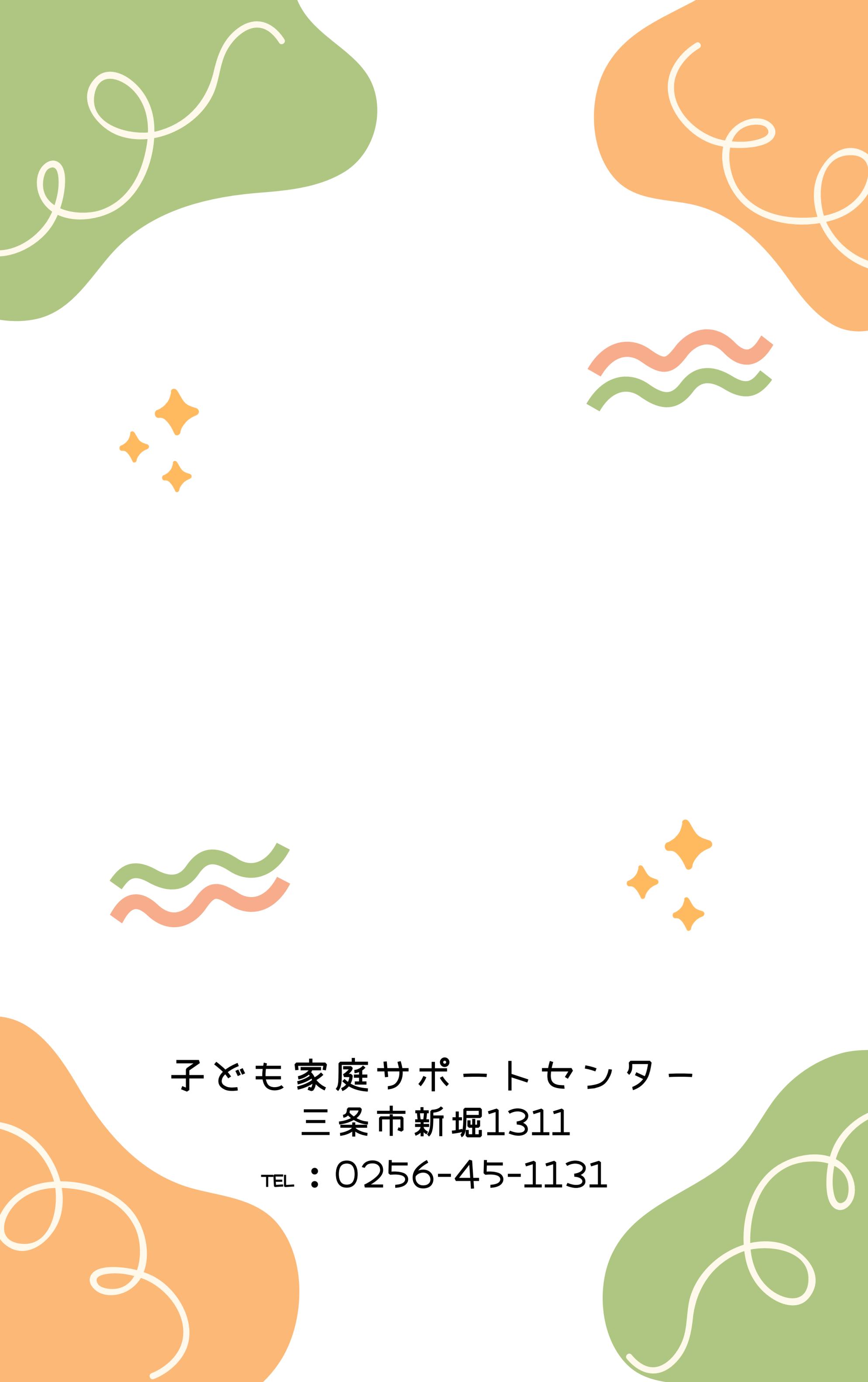
該当する方には後日、市から申請書等を送付します。

問合せ先

福祉課障がい支援係

三条市旭町2-3-1
(低層棟)

TEL : 0256-34-5408



子ども家庭サポートセンター
三条市新堀1311

TEL : 0256-45-1131